

立法を支えるスペシャリスト



参議院法制局

総合職採用案内 2025-2026

ホットな思いとクールな思考で立法を支える

社会の多様化・複雑化やめまぐるしい変化に伴って様々な法的問題や政治的課題が次々と生じており、これらに対応するための立法が活発に行われています。いうまでもなく、その作用を担っているのが国会であり、衆参両院では、政府提出法律案の審議・議決を行うだけでなく、議員が主体となった議員立法が積極的に行われています。

参議院法制局は、これを補佐する機関として、参議院において議員や会派の依頼に応じて法律案や修正案の立案などの職務を行っている組織です。国民の代表である議員から持ち込まれる依頼は、人々の多様な意見や利害を反映したものであり、新たなニーズや発想によるものも少なくありません。他方、立法については、憲法適合性をはじめ法的な合理性や整合性などを備えたものであることが必要です。そこでは、あらゆる知識・情報を動員し、政策的思考と法的思考を駆使して、法制度設計と条文づくりが行われることになります。

法律案の立案には独特な思考や技術が必要となります。しかし、それはみなさんが大学などで学んできたことと無縁なものではありません。その思考は、みなさんが法学の勉強を通じて身に付けてきた法解釈的な思考等をベースとしつつ発展させたものであり、その技術は、みなさんが触れてきた法律に用いられているものです。

特に、立法においては、個別具体的問題の妥当な解決にとどまらない創造的・制度的な視点・思考が必要不可欠となってきますが、これについても心配は無用です。それらは、日々の職務・経験を通じて身に付け、磨いていくものであり、また、それらを活用展開した取組は、政治的な調整などとともに、立法作業の醍醐味ともなるものです。

立法作業においてまず求められるのは、とことん考え抜き議論する姿勢と、柔軟でバランスのとれた思考であり、そのベースとなるのが熱いハートとクールな判断力です。そして、議院法制局がその役割を果たしていくためには、何とんでも「人」が大事となり、財産となります。私たちは、それぞれの職員が職務を通じて共に学び合い成長・発展することで、組織としてその専門性を高めていきたいと考えています。

みなさん、参議院法制局でその思いや力を発揮してみませんか。

参議院法制局長 **川崎 政司**





参議院法制局の職務

1 | 法律案の立案

議員立法と参議院法制局の役割

議員立法とは

国の唯一の立法機関である国会に法律案を提出できるのは、各議院の議員と内閣です。

このうち、各議院の議員が法律案を提出して行われる立法を議員立法と呼んでいます。

議員立法には、議員が一定数の賛成者を得て発議するものと、委員会がその所管に属する事項に関し委員長を提出者として提出するものなどがあります。

参議院法制局の役割

参議院法制局は、依頼議員の政策を形式的に条文化するだけでなく、依頼議員の政策の具体化についても法制的な面からサポートを行うという、参議院議員の立法活動において極めて重要な役割を果たしています。

法的に困難ではないかと思われる依頼であっても、依頼の真意をくみ取って、法的に問題なく、かつ、議員が満足できる形に再構成して提示することも、議員の立法活動に対する補佐機関としての参議院法制



局の重要な職務です。

法的な合理性を確保しつつかに依頼の趣旨を実現させるかが、法律の専門家としての参議院法制局職員の腕の見せどころです。

これらの職務を全うするため、参議院法制局職員には、経済・社会の変化を的確に捉えながら、法律の専門家としての力量を発揮することが求められています。

議員立法の特色・意義

議員立法の特色

議員立法には、司法・行政に対して大きなインパクトを有するものや国民生活に密接に関係するものが多く見られます。ストーカー規制法、ドメスティック・バイオレンス(DV)防止法、性同一性障害者性別取扱特例法、自殺対策基本法、東日本大震災対策のための各種法律、ヘイトスピーチ解消法など、その時々々の国民的な要請に基づき国民を代表する国会議員が提出することが期待されているもの、既存の行政の枠組みの中では対応しにくく、政治的な決断が求められているものなどがあるからです。



また、議員立法には、タイムリーな問題に対応するため、スピード感を求められることが多い一方で、特定のテーマについて専門知識や高い関心を持つ議員を中心に勉強を深め、合意形成を図りながら、法政策を練り上げていく場合もあります。

“つくる”ことの意義

議員立法は、その法律案が成立することのみ意義があるわけではありません。

議員立法は、議員や政党の政策を表明し、その議論を喚起する手段でもあり、内閣提出法律案(閣法)の対案として独自の政策を表明するもの、政府の対応が遅れている分野について先駆的な政策を表明するものなどがあります。

“成立しない＝終わり”ではない

先駆的な政策を内容とする法律案は、すぐには成立しなくても、後に各党の調整を経て成立することや、内閣提出法律案として提出されて成立することも多くあります。そのような例としては、男女雇用機会均等法、育児休業法、製造物責任法、情報公開法、公益通報者保護法、被疑者の取調べの録音・録画制度を導入する刑事訴訟法の改正、孤独・孤立対策の推進法などがあります。また、租税特別措置の適用状況の透明化など、政権交代によりかつての野党案である議員立法の内容が内閣提出法律案として提出されて成立することもあります。

■立案の主な流れ



2 | 修正案の立案

国会に提出された法律案が審議される場合、その法律案の一部に変更を加えようとする場合があります。この場合、議員は、動議という形で修正案を提出することができます。

修正案には様々なものがありますが、政治的に問題となっている法律案について政党間の協議に基づき修正を行う場合や、法律案の内容の一部について独自の政策を表明する場合など、法律案の実質的な手直しを行うものが多くあります。

修正案の場合、法律案審議の最終局面となって初めて内容が確定し、採決までの限られた時間の中で立案作業を行わなければならないこともあります。また、一つの法律案に対していくつもの修正案が提出されることや、与野党が対立し緊迫した場面で修正案が提出されることもあります。

このため、参議院法制局職員は、修正案の作成に当たっては、特に政治情勢や各会派の法律案に対する態度を見極めて迅速かつ的確に対応することが求められています。



3 | 法制に関する調査



参議院法制局は、参議院議員からの依頼に応じて法制に関する調査・回答を行います。議員からの依頼には、現行法令の解釈の確認、政策などの法的問題点の検討、学説・判例の調査・分析、国内・国外法令の調査・整理、法案審議の際の法的な助言など様々なものがあり、これらの依頼について、法律に関する高い専門性を駆使して調査・回答を行うところが参議院法制局の特色です。

これらの調査の結果、依頼議員の核心を突いた質疑等により有益な答弁が得られることや、立法による解決が必要になるとして議員立法につながることもしばしばあります。

参議院法制局職員は、議員からの様々な依頼に対し、その意向・関心に寄り添い、的確に対応することができるよう、日頃から、法律の専門家として、所管分野の法制度を中心に法制全般について理解を深めるとともに、広く社会経済情勢に目配りすることが求められています。



|コラム| 他機関との違い

📄 他の「法制局」との違い ◀◀◀

「法制局」には、他にも「衆議院法制局」や「内閣法制局」といった機関が存在します。衆議院法制局については、議員の立法活動を法的な面から支えるという点では参議院法制局と同じですが、衆議院法制局は衆議院に提出される法律案を、参議院法制局は参議院に提出される法律案を担当するという点で異なります。

また、内閣法制局については、自らは法律案を作成せず、省庁が作成した法律案などの審査や法令の解釈を行うことを通じて内閣を補佐する機関であるという点で、所属政党を問わず個々の議員を補佐して法律案の作成から審査までを担う参議院法制局と異なります。

📄 中央省庁との違い ◀◀◀

中央省庁では、自ら政策を立案し、実施するのにに対し、参議院法

制局では、議員からの依頼に基づいて法的な面から議員の政策実現のサポートを行います。また、法律案の作成は、中央省庁では予算案の作成や所管する法律の執行などの数多くある業務の一つですが、参議院法制局では第一的な業務であり、ほとんどの職員が常時法律案の作成に携わっています。

📄 参議院事務局との違い ◀◀◀

参議院事務局では、本会議や委員会の運営、議員の政策立案の支援、参議院の国際交流の支援を行うなど、参議院を多角的にサポートしています。特に、委員会等をサポートしている調査室は、議員立法についても、議員が政策を検討するための材料として様々な統計データなどの資料を作成したり、予算を伴う法律案である場合に施行に要する経費の算定を行ったりしますが、法律案の立案を行うわけではないという点で、参議院法制局と異なります。

憲法改正原案の立案など

憲法改正の発議の手続、国民投票の実施手続などが法律に定められ、憲法改正原案の国会における審議も今後想定されます。

議員の法制に関する立案に資するために置かれている議院法制局は、憲法改正原案について、議員の依頼を受けてその立案を行うことなどもその職務に含まれます。



憲法審査会 における補佐



下野 久欣

(平成15年入局
・基本法制監理部基本法制課長)

大規模災害が発生した場合に参議院はどのように活動するのか？ 憲法改正手続に関する課題は何か？ 令和6年通常国会の参議院憲法審査会では、こうしたテーマを中心に議論が交わされました。

この憲法審査会を所管するのが基本法制課です。国会情勢や議員のニーズの変化等を踏まえて令和6年4月に発足した当課は、憲法審査会での法制局長による説明・答弁の補佐や、議員・政党からの調査依頼への対応などを精力的に行っています。

憲法関係の業務は、判例・文献の多角的な調査はもちろんのこと、複雑な論点を分かりやすく説明した資料の作成など、皆さんが思う以上にいろいろなものがあります。また、憲法に関する議員の関心は、社会の変化に応じ多様です。

私たちは、これらに的確に対応できるよう、他の関係課や法制局長など幹部職員と一丸となって、知恵を出し合いながら取り組んでいるところです。

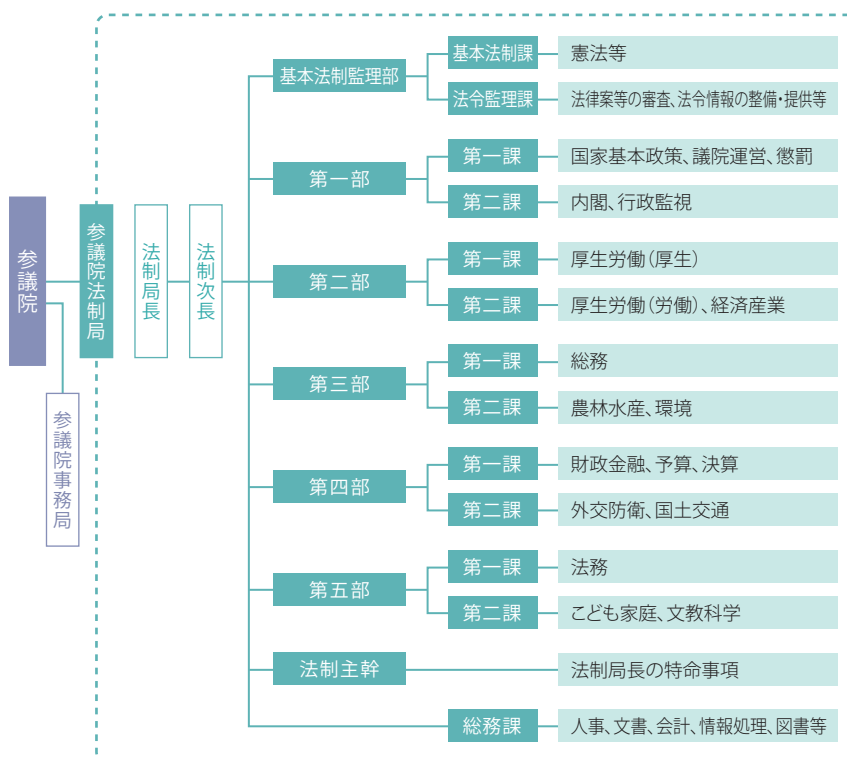
参議院法制局の組織

参議院法制局は、事務部門として参議院事務局と同様に参議院に置かれ、法制局長のほか75名の職員で構成されています。

参議院法制局の組織としては、法制局の事務を統理し、職員の任免権を持つ法制局長以下、局務を整理し、各部課の事務を監督する法制次長の下に、立案部門(基本法制監理部、第一部から第五部まで及び法制主幹)及び庶務部門(総務課)が置かれています。

立案各課の担当する立案等の事務は、常任委員会等の所管に対応して割り振られています。

総合職として採用された職員は、立案部門に配属されます。異動を通じて幅広い分野の法制度に触れつつ、立案の視座、技術などについて研鑽を重ねていきます。



業務を振り返って

政治資金規正法改正案等

宇野 雄一郎(左)
(令和6年入局(経験者採用)
・係長級)



前田 龍之介(右)
(令和4年入局・係員級)



政治改革に関する議論への対応

宇野 令和6年の通常国会では政治資金規正法の改正を中心とした政治改革が大きなテーマとなり、連日ニュースでも大きく取り扱われていました。令和6年6月に衆議院から提出された法律案が成立しましたが、これとは別に、参議院法制局では政治改革に関する法律案を3本、修正案を1本立案しました。立案作業で印象に残っていることはありますか。

前田 政治資金規正法の改正は政治的な注目度が高く、細かい言葉の使い方一つで意図せぬ誤解や影響が生じかねません。なので、依頼議員の意図するニュアンスをしっかりと条文に表現できているかなどについて課内で議論を重ねたことが印象に残っています。改めて、法律上の言葉の一つ一つが持つ“重み”を実感しました。



宇野 立案作業だけではなく、委員会の審議での依頼議員の答弁の補佐も行いましたね。委員会はまさに各党各会派の思いがぶつかる場であり、依頼議員とも調整しつつ、答弁案の作成を行いました。限られた時間での立案は大変でしたが、依頼議員の政策を法制化することにより政治改革の議論に寄与でき、達成感がありました。

立案に当たって苦労したことはありましたか。
前田 政治情勢の動きが激しく、各党の立場や論点が日々変化していて、国会の日程や依頼内容に変更があるのか等、先が見通しづらい中での立案は一苦労でした。

宇野 国政の最前線に立っているということ強く実感しましたよね。国会審議を追うだけではなく、テレビや新聞の報道、政党のHPの情報等を課内で共有して、次の動きに備えつつ立案作業を進めていったのは印象的でした。

前田 立案の依頼以外にも、様々な立場の議員から説明依頼や照会を受けました。午前はA党の会議で法律案の説明、午後はB党からの照会の対応をした後、課内でC党の法律案を検討、みたいな日もありました。頭を切り替えるのは大変ですが、複数の政党から同じテーマについて別の内容の依頼を受け、同じ法律について様々な立場から検討するというのは、参議院法制局の業務の大きな特徴だと思います。

行政職経験者・若手職員から見た参議院法制局

前田 宇野さんは、地方自治体(行政職)の勤務を経験された後、参議院法制局に入局されました。参議院法制局の業務・組織についてはどのように感じられたでしょうか。

宇野 地方自治体では、地域振興のイベントの企画や補助金交付などの業務のほか、道路や農業施設の建設・改修など、広範多岐にわたる業務を行っており、業務によって目標や目指すべき方向性が様々だと感じています。これに対して、参議院法制局の業務は、議員の依頼を受け、法制度を形作るというもので、目標が明確であると感じます。また、行政では異動により全く異なる種類の業務を行うことも多々ありますが、参議院法制局は立案という一つの業務を極める点に特色があり、その点が魅力であると考えます。

前田さんはどのようなところに魅力を感じますか。

前田 政治資金規正法改正案の立案のように、国政上大きな関心事となっている課題について立法という手段による解決に携わることが大きな魅力です。若手職員でも法律案のたたき台の作成など重要な仕事を任せられることも多く、立法府の活動を支えているというやりがいを感じることもできる場面は多いと思います。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案

「農政の憲法」の改正法案に対する修正案の立案

岩井 食料・農業・農村基本法は、「農政の憲法」とも呼ばれる農政の基本理念や施策の方向性を定める法律です。令和6年5月、その改正案が可決・成立しました。今回立案した修正案は、野党2会派による共同提出案として委員会に提出され、改正案と併せて審議されました。この修正案に携わって、どのような点が印象に残りましたか。

新家 先議の衆議院ではそれぞれの会派から修正案が提出されていました。それが、参議院では両会派の協議を経て一つにまとまり、さらに、委員会審議の中でクローズアップされた議論や参考人の意見陳述を踏まえた議論が新規項目として盛り込まれ、最終的に一つの形になったときには、感慨もひとしおでした。

岩井 共同提出案としての修正項目のすり合わせのため、法制的な観点から考え方を整理しつつ、議員と議論を重ねましたね。委員会審議での議論が、すぐさま議員との協議で取り上げられ、条文に反映されていったことも、今回の立案の醍醐味でしたね。

新家 修正案の作成後も、答弁案作成の補佐や委員会室での答弁補佐などで、答弁者の議員の熱い思いを間近に感じながら、緊密に連携して進めていったことも印象的でした。

弁護士業務との違い

岩井 任期付職員(※)である新家さんは弁護士としてのご経験も豊富です。弁護士業務と参議院法制局の業務との違いはどんなところにありますか。

新家 既にある法律の枠内で依頼者の要望をかなえるために頭を悩ませることが多い弁護士業務とは違い、参議院法制局では、依頼議員の目指す政策を形にするために、新たな法制度としてどう仕組むか、既存の法律のどこをどのように変えるかに頭を悩ませるところが大きな特徴であり、魅力でもあると思います。一方で、依頼議員の本当に実現したいことは何なのかを突き詰めて考えることや、依頼議員の意向をそのままでは実現できない場合でもできる限り意向に沿った代替案を提示することなどは、弁護士業務と共通していると思います。

岩井 そうですね。議員からの依頼は、憲法適合性及び既存の法制度との整合性などから、法制化が困難に思えることもありますが、依頼の真意をくみ取り、法的な合理性を確保しつつ法律案の形に作り上げることは、参議院法制局の業務の面白さであり、職員としての苦勞のしどころですね。

フラットに議論ができる職場

新家 参議院法制局ならではのかと思います。年次や出身にかかわらず意見を出して、議論ができるところにも魅力を感じています。公務員組織というと、課内であってても下



から上に順にお伺いを立てていくようなイメージでした。

岩井 課内の誰もがフラットに議論できる職場であることは、参議院法制局が長年にわたって培ってきた職場風土だと思いますし、私自身心掛けていますので、嬉しい言葉ですね。任期付職員や省庁・自治体からの出向者なども含めた様々な職員が、それぞれの知識・経験を踏まえて多角的に議論をすることで、より良い案が生まれると実感しています。入局したばかりの若手職員の疑問・意見に触発されて議論が深まることもよくありますね。課というチームで知力を尽くして法的に考え、議員の思いを条文という形にしていく、ここでしか経験できない仕事が待っています。受験生の皆さん、是非挑戦してみてください。

※任期付職員：法曹資格を有し、一定の実務経験を有すること等を要件に任期を限って採用される職員で、不定期に募集しています。



岩井 美奈(左)
(平成9年入局・課長)



新家 直人(右)
(令和5年入局(任期付職員)
・係長級)

成立法律から見る立案の経験談

フロンティアを探索し続ける

「新しいこと」に挑戦

皆さんは、議員立法という、どのようなイメージをお持ちになるでしょうか。これまでに関わった立法を振り返って私の心にも思い浮かぶのは、「これまでにない何か新しいこと」への挑戦をし続けてきたな、ということですね。

例えば、取り扱うテーマ自体に新規性がある、というケースがあります。私が平成17年に入局してすぐの頃に携わった「ドクターヘリ」についての法律（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法）は、強く印象に残っているものの一つです。

ドクターヘリは、今では、救急医療の重要な一翼を担い、テレビドラマ等でも取り上げられるほどに社会に定着していますが、当時は日本での導入例は数える程しかなく、まさに、「これから」のテーマとして、全国的な配備を確保することが課題になっていました。ドクターヘリは、救急「医療」と、救急搬送を行う「消防」の狭間にある存在で、そのどちらの主体が核となって設置・運営するべきなのか、既存の関連法との関係（例えば、医療法の「医療計画」上の位置付け）をどうするか等、新たなテーマであるが故に、今の法体系の中にどう溶け込ませるのが、ということに悩みながら仕事をし、参議院法制局の仕事の面白さを実感した案件でした。

同じように、従来の行政分野の枠に収まらないテーマの立案としては、東京オリンピック・パラリンピックに向けて平成30年に成立した「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」もあります。

この法律は、①障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に触れて、参加・創造する機会を得られるようにする。②芸術性の高さから注目される障害者アートについて支援を強化する、という二つのコンセプトの下、必要な各種の取組を推進する法律ですが、「福祉」分野にとどまらず、「文化」にも深く関わる行政課題であること強く打ち出したい、というのが、立法の動機の一つでした。そこで、「障害者基本法」の体系と「文化芸術基本法」の体系の橋渡しをしつつ、更なる具体策を提示する新規立法、という位置付けで、法案を立案しました。この案件は、新たな位置付けによって施策の方向性を転換し、強力で推進するという点では、やはり、「新しいこと」への挑戦であったと思います。

手段の新規性・独自性

扱うテーマの新しいさは異なる視点として、解決手段として使う仕組み・法制度設計に新規性・独自性がある、という仕事もありました。例えば、係長級になる頃に携わったDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の改正です。

DVを防止する仕組みとして、被害者への接近を罰則付きで禁止する「接近禁止命令」という制度が既に設けられていましたが、直接の接近にとどまらず、電話等による嫌がらせ行為も禁止できないか、被害者の親といった親族への接近も禁止できないか等が課題になっていました。この命令自体がDV防止法に特有の制度であり、学説・論文にヒントがあるわけではない中、これまでの行為であれば対象に含めても過剰でないか、合理的な説明が可能なのか、制度趣旨やDVの本質・実態を踏まえて先輩と検討をし続ける日々でした。

議員立法ならではのテーマ

議員が御自身のライフワークとしている政治的課題や、まさに政治で判断するに及ぶテーマについての立法をお手伝いすることがあるというのも、参議院法制局の立案の特徴です。

改めてこれを実感したのは、課長になる直前に携わった「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正でした。

女性議員を増やす等の政治分野の男女共同参画の推進のために、政党等の自主的取組の促進やハラスメント対策の強化等につながる改正をするものでしたが、「女性活躍のために何としても現状よりも一歩進めたい」という依頼議員の熱い思いを背景になされた立法でした。関係者の合意形成が必ずしも容易ではない中、依頼議員の生の問題意識を伺いながら、法的な対応策のパターンをいくつも相談し、これであれば広く納得を得られやすいか話し合いを続けたことが、記憶に新しいです。

時々の課題に対処

どの仕事にも共通しているのは、その時々々の「ホット」な課題を扱っていたという点です。いわゆる脱法ドラッグが話題になった際には、取締り強化のための行政調査権限の拡充を行う法改正に携わったこともありまし

し、震災への応急対策として緊急に取り組みべき措置をまとめる立法に携わったこともありました。そうやって関わった案件が成立し、その日の夕刊の一面を飾ると、目頭が熱くなることもありました。

時々の課題に、フロンティア精神を持って、何かやれるのではないかと打開策を探索する面白さ、議員の思いに近く寄り添う体験は、この職場ならではのものだと思います。この面白さを、熱意にあふれる皆さんと分かち合いたいと思っています。

高澤 和也
(平成17年入局・課長)



新人職員アンケート

令和6年に入局した新人職員にアンケートを実施しました。



志望動機

- 議員立法のプロセスに関わることを通じて、現代に生じている法的諸問題の解決に寄与したいと考えたからです。
- 法案作成実習プログラム(旧インターンシップ)(※)を通じて、条文を解釈するだけでなく、法律案自体を作ることの面白さに気付き、参議院法制局を志望しました。
- 学生時代に学んだ法律の知識をいかせる点、また、国政の最前線である国会で働くことができる点に惹かれ、志望しました。

入局後のサポート

- 開会中の入局になるため、業務についていけるか不安でしたが、研修で基本的なことは一から教えてもらうことができ、また、課の皆様が親身になって指導してくださいました。
- メンター(※)から助言や励ましの言葉をいただき、スムーズに仕事に慣れていくことができました。
- 周りの方が常に気にかけてくださるので、日々の仕事上の疑問や不安はすぐに解決できています。

職場の雰囲気

- 物腰が柔らかく、優しい方が多いです。また、課の全員が団結して、法律案の作成等の業務に取り組んでいます。
- 新卒採用で入局した職員以外にも弁護士や中央省庁・自治体からの出向者など様々な属性の方がいて、各々が自分の強みをいかして仕事をしています。
- 少人数で話しやすい雰囲気です。困ったときに周りに助けを求めやすいと感じています。

法案作成実習プログラム(旧インターンシップ)

例年9月に大学生・大学院生を対象に開催しているイベントで、関係法令の調査、法政策の形成、条文化といった議員立法の立案業務を実践的に経験することができます。

課題に対し、職員の指導の下、グループ内での議論と個人での調査・作業を織り交ぜながら、最終的には実習生一人一人が条文を起案していきます。

仕事の魅力・やりがい

- 立法活動という重要な活動の一端に携われるところです。
- 日頃触れることがない分野の法律を学ぶ機会が多いため、多様な知識を身に付けられるところです。
- 法律のプロとして様々な分野の法律の立案に携わることができることです。

ワークライフバランス

- 終業後にプライベートな時間を確保でき、メリハリをつけて働くことができるので、充実した毎日を過ごしています。
- 開会中は忙しくなることもありますが、深夜残業になることはめったにありません。閉会中は定時に帰れることが多いです。
- 繁忙期である開会中に比べ、閉会中は長めの休暇を取ってリフレッシュすることができます。

学生の方へのメッセージ

- 学生のうちは、勉強だけでなく趣味や遊びも適度に行うのがよいと思います。そうした学生生活を通じて、もし法律や議員立法に関心が芽生えたら、ぜひ参議院法制局について調べてみてください。
- あまりなじみのない職場かもしれませんが、果敢にチャレンジしてみてください。4月に皆様とお会いするのを楽しみにしています。
- 国政の最前線で働いていることを毎日実感できる職場です。法律を使って働きたい方と一緒に仕事ができるのを楽しみにしています。

メンター制度

新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、先輩職員が「メンター」となる制度です。

「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。定期的に面談をすることで、職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。

キャリアパス

参議院法制局では、係員級、係長級、課長補佐級を経て、課長及び部長以上にキャリアアップしていきます。立法の内容の検討や条文の作成は、どのポジションの職員も、その職責に応じて携わることになります。これに加え、年次が上がるに連れて、徐々に、議員や議員秘書に説明を行ったり、関係省庁と調整したりするなどの対外的な役割を担うようになります。入局後は、2、3年ごとに課を異動し、様々な分野の法律に触れ、議員からの多様な依頼に応える中で、必要な能力を身に付け、向上させていきます。



係員級

宮崎 颯人 (令和5年入局)

係員級の職員は、議員立法の立案において、上司の指導の下、現行法の解釈の調査や論点整理に必要な資料の収集、整理を行うほか、依頼議員との協議に用いる資料や法律案の原案の作成を行うこともあります。

印象的だった業務

入局1年目の通常国会において、難民等保護法案及び入管法等改正案の立案に携わりました。条文はほぼ完成し、これから委員会審議を迎えるという状況のときに入局し、委員会で用いられる資料の作成などに関わりました。上司や先輩の丁寧な指導を受けながら実際に委員会で用いられる説明資料を作成したことは、達成感ややりがいを感じるものでした。若手職員であってもいろいろな経験ができる聞いてはいましたが、ほかにも、依頼議員との協議に同席したり、委員会審議の場に出向いて議員の答弁を補佐する機会もあり、驚きました。



係長級

係長級の職員は、議員立法の立案において、現行法の解釈の調査や論点整理、法律案の原案の作成などを行います。また、法律が成立した場合に円滑に執行できるかどうかの確認や法律案の具体的な文言の調整など、関係省庁とのやり取りを行うこともあります。係長級では、出向や大学院派遣など、自らの視野を広げる機会が用意されています。

出 向

坂本 龍一 (平成28年入局)

令和5年7月から消費者庁に出向し、所管法令に関する内閣法制局審査やパブリックコメント手続のほか、研究会の立ち上げ、担当制度の周知・広報、補助金の確定業務など多岐にわたる業務に携わっています。

これまで法制執務中心の業務に携わってきた私にとっては、行政の現場で見るもの全てが新鮮で、刺激的な毎日を過ごしています。それと同時に、これまで参議院法制局で培ってきた知見を行政の現場でも十分にいかすことができていると感じています。

改めて法律のプロとして仕事ができる参議院法制局の魅力を認識しました。



大学院派遣

大沼 健太 (令和2年入局)

大学院では、民法を専攻しています。指導教員のゼミは家族法のゼミで、同性婚や共同親権、性同一性障害者特例法など、タイムリーなテーマについて、議論しています。私自身も最近の判例について評釈を書き、ゼミで報告する機会を頂きました。その他にも、法制審議会のメンバーである教員から、これまでの法改正の経緯・今後予定されている法改正の論点などについて直接お話を伺う機会があるのは非常に貴重です。

参議院法制局に戻ってからも、大学院で培った幅広い視野をいかして、活躍できるように頑張ります。



課長補佐級

古賀 信裕 (平成21年入局)

課長補佐級の職員は、課長の方針の下、依頼議員との協議に用いる資料や法律案の作成などについて、自ら取り組むだけでなく、係員・係長級の職員が作成した原案を検討し、必要なアドバイスをし、取りまとめを行うなど、中心的な役割を担います。また、対外的には、依頼案件に関する秘書対応や成立が見込まれる法律案について関係省庁との連絡・調整などを行います。

ワークライフバランス

2人目の子どもが生まれた直後に特別休暇(配偶者出産休暇)と育児休業制度を利用しました。開会中の時期でしたが、自分が抜けても業務に支障を来さないよう配慮してもらい、仕事のことはいったん忘れて子どもとじっくり触れ合う貴重な時間となりました。復帰後も、繁忙期以外はできるだけ早く家に帰り、家族と一緒に過ごす時間を作るようにしています。また、子どもが病気のときは、看護休暇を利用し、看病することもあります。チームで仕事をしていることもあり、上司・同僚と協力し合って、仕事と子育ての両立を図ることができていると日々感じています。



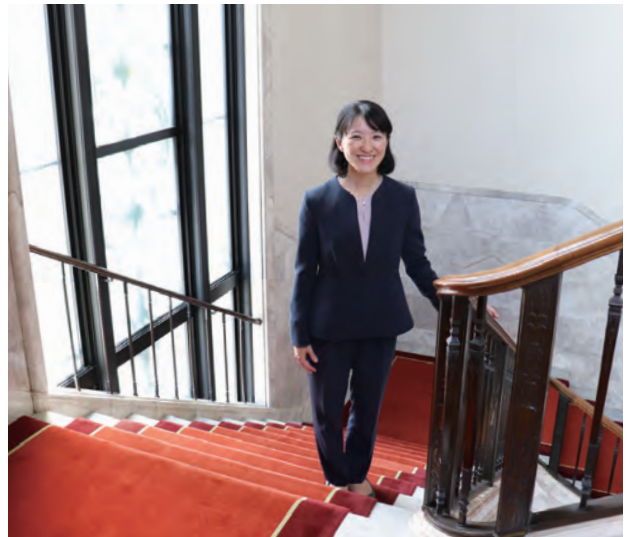
課長

伊庭 みのり (平成16年入局)

課長は、議員立法の立案に最前線で取り組む重要な職責を担っています。依頼の受理から法律案完成までの間の依頼議員との協議、党内手続きでの依頼議員の補佐や法律案の説明など対外的な対応の場面において、先頭に立って臨んでいます。また、対内的には、課内の立案作業を指揮するとともに、局内審査においては中心的に説明する役割を負っています。

課の運営

参議院法制局では課単位で1つのチームとなって業務に取り組んでいます。各課は4人前後で構成されており、一人一人が貴重な戦力です。どの課でも年次に関係なく対等に議論し合える雰囲気があり、全員が力を存分に発揮できる環境なのが参議院法制局の誇れるところです。課長は、立案作業、局内外の折衝に加え業務の進捗管理を担いますが、進め方の方針や想定する作業工程を都度、課内で共有することで、各自の作業は自身のペースで進められるようにするなど、課の全員が心身の健康を維持しつつ、自分の強みをいかすことができるとともに、業務を通じて成長を感じられるよう心掛けています。



部長

滝川 雄一 (平成9年入局)

部長は、課長からの報告を受けて、各種依頼への対応方針や論理構成等について、適宜指示を行います。課で作成した法律案等の審査も担い、条文の整合性等を確認します。また、国会での審議において法制面に関する質疑の答弁に立つこともあります。

学生へのメッセージ

議員からの立案の依頼は、国民の何らかのニーズを踏まえています。これに応えるため、立法による解決策を模索し、議員に寄り添いながら協議を重ねて徐々に形づくり、法律案の提出、場合によっては法律の成立につなげて、議員の補佐を通じ社会に良い影響を与えていく、というのが参議院法制局の業務の魅力だと感じています。

このような参議院法制局に求められるのは、法学が好きで基礎的な法的素養があり、論理的に突き詰めるとともに多角的に柔軟に考えることができ、他者の話に十分に耳を傾けた上で自らの考えをきちんと伝えられる人物だと考えています。



採用 Q & A

Q 参議院法制局の職員は国家公務員ですか？

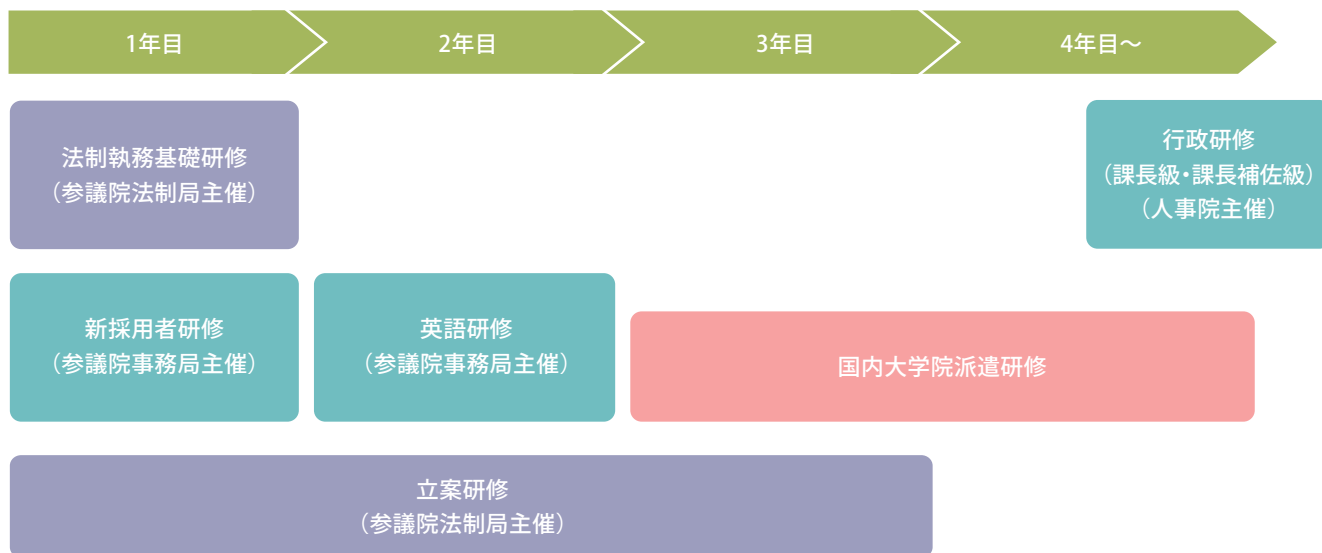
A 参議院法制局の職員は国会職員という特別職の国家公務員です。給料については中央省庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等であり、休暇等についても中央省庁の国家公務員と同様に整備されています。

Q 大学等では、条文の書き方のようなものは勉強しませんでした、大丈夫でしょうか。

A 現職の職員の多くが、学生時代には、条文の書き方や法律案の立案の仕方についての知識があつたわけではありません。業務に必要な知識は、入局後に、各種研修、OJTなどを通じて培っていきます。

Q 研修制度にはどのようなものがありますか。

A 主な研修については、下記の図のとおりです。

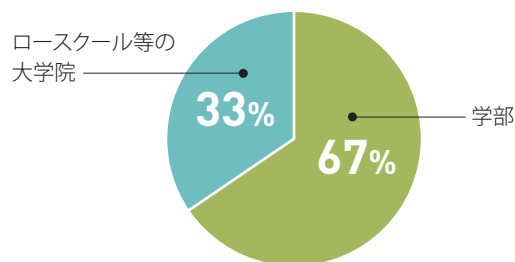


- **法制執務基礎研修:** 立案業務の流れや法律の基本構造など、参議院法制局職員として身に付けておくべき基本的な知識・技術についての研修です。
- **新採用者研修:** 国会職員としての職業生活を始めるに当たり、職務上必要な基礎知識、心構え等を学びます。
- **立案研修:** 入局3年目までの職員を中心として構成される数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して一連の立案作業のシミュレーションを行います。通常国会閉会後、3週間程度の期間で実施されます。

Q ロースクール(法科大学院)を修了していた方が採用に有利なのでしょうか？

A 採用には、ロースクール(法科大学院)を修了しているかどうかは、一切関係ありません。総合職試験の内容も、学部生に不利にならない内容としています。

■ 課長補佐級以下の職員(新卒採用)の出身
(令和6年10月1日時点)



Q 残業は多いのでしょうか？

A 国会開会中は、残業が必要になるなど忙しい日もありますが、中央省庁における国会議員からの質疑通告待ちの待機による残業や予算当局からの呼出しに備えるための待機による残業のようなものはほとんどありません。また、閉会中は比較的業務が落ち着いていることが多いため、残業もあまりありません。その期間に長めの休暇を取得し、次国会に向けてリフレッシュする職員も多くいます。

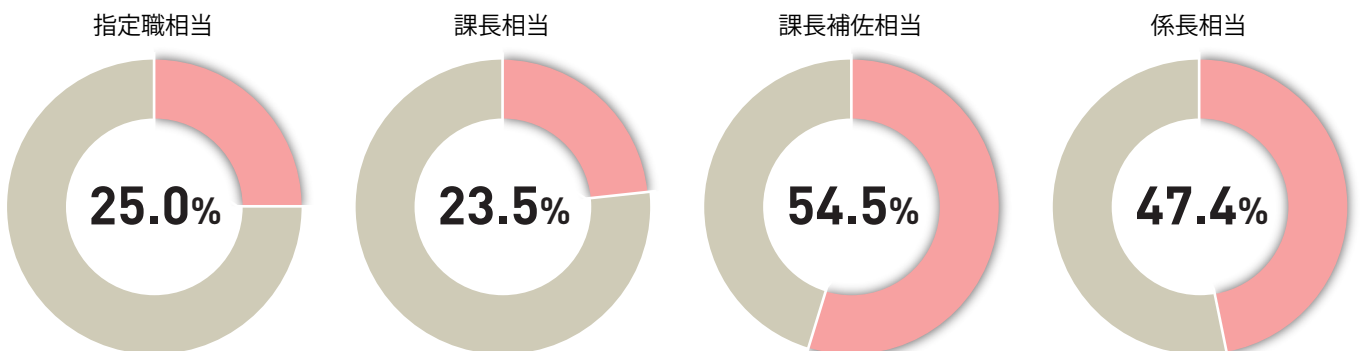
Q 転勤はありますか？

A 出向等により一時的に勤務地を異にする場合はありますが、原則として引越しを伴う転勤はありません。そのため、長期的なスパンでライフプランを考えることができます。

Q 女性にとって働きやすい職場ですか？

A 参議院法制局は、職員として活躍するに当たって性別は関係なく、女性職員が能力を十分に発揮して活躍することが重要だと考えており、女性であることによる配置や業務の偏り等は一切ないのももちろんのこと、妊娠・出産・育児等の状況に応じ不安なく業務を継続できるよう十分に配慮しています。

■ 役職別の女性職員の割合(令和6年1月1日時点)



Q 仕事と生活のどちらも大切に 働き方はできますか？

A 中央省庁の国家公務員同様、職員の出産・育児を支える制度〔産前休暇・産後休暇、育児休業(子が3歳になるまで)、子の看護休暇(年5日又は10日)、育児短時間勤務(子が小学校に入学するまで)など〕が整備されています。性別にかかわらず、多くの職員がこれらの制度を利用しながら働いており、ここ10年間で結婚・出産・育児を契機として退職した職員はおりません。令和4年4月1日～令和6年3月31日までの育児休業取得率は100%です。
また、フレックスタイム制やテレワークを導入しており、全ての職員がワークライフバランスの実現のために利用することができます。

Q 参議院法制局について もっと知りたいのですが…

A 参議院法制局では、業務説明会(対面・オンライン)を随時実施しています。業務説明会では、実際の立案の経験談などを交えて、より深く参議院法制局の魅力をお伝えします。あわせて、職場見学も行いますので、リアルな職場の雰囲気も感じていただけます。
また、個別相談/OB・OG訪問(対面・オンライン)は年間を通して受け付けています。業務説明会への参加が難しい方ももちろん、職員とざっくばらんに話したい方にもおすすめです。対応する職員の希望(年次、性別、同じ大学のOB・OG等)についても、可能な限り対応いたします。
申込み方法等の詳細は、参議院法制局HPをご確認ください。

参議院法制局ホームページ

採用試験・業務説明会・各種セミナーなどの最新の情報は、ホームページにてお知らせしています。

<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/>



「法律の仕組み」や「法律とことば」等について、若手・中堅職員の有志が編集・執筆した記事を参議院法制局ホームページで公開しています。

- 条・項・号・号の細分
- 法律の施行期日
- 経過措置と遡及適用
- 国会議員は公務員か
- 4月1日生まれの子どもは早生まれ? など



SNS

SNSでも情報を発信しています。

X



YouTube



参議院法制局総務課

TEL 03-5521-7729 (直通)

Mail: h-soumu@sangiin-sk.go.jp

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館 南棟5階

